

第1章 計画策定にあたって

— 目 次 —

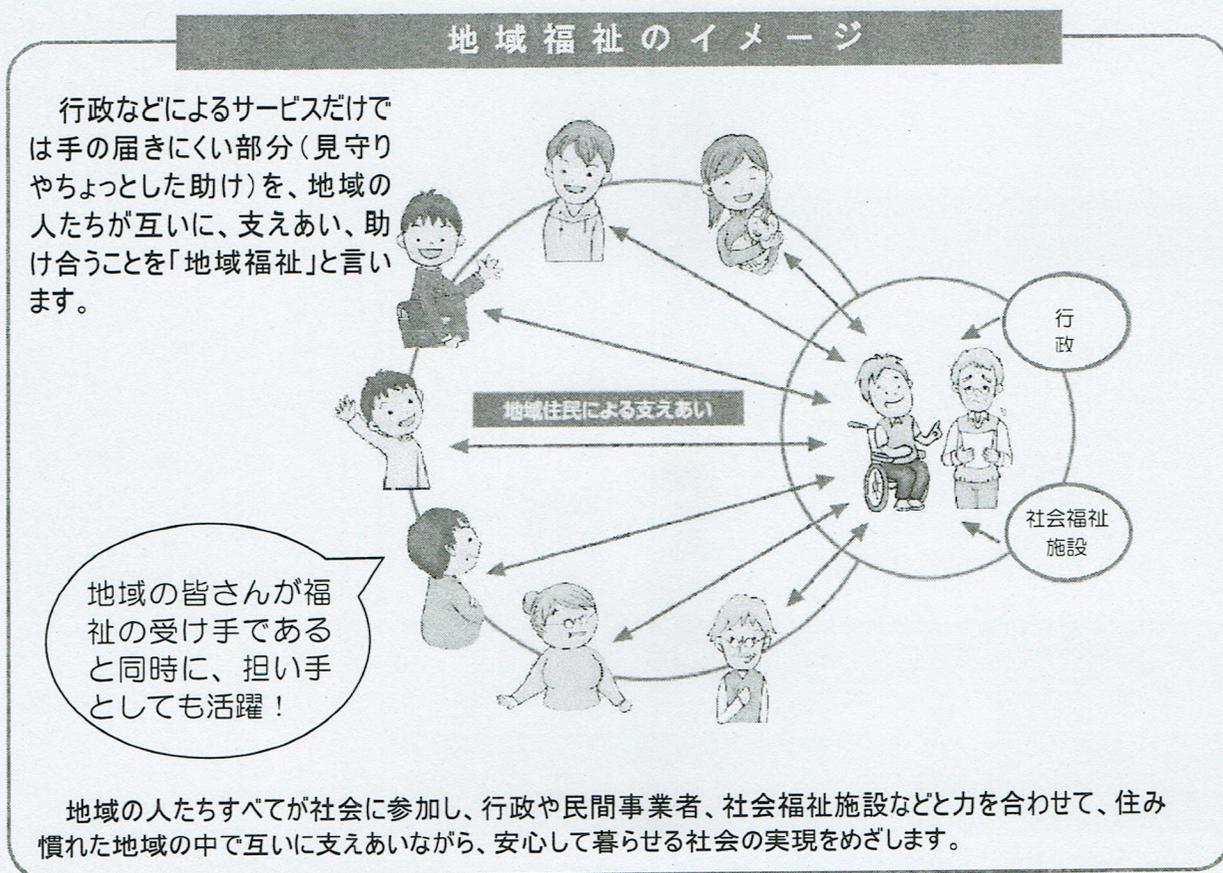
第1章 計画策定にあたって	1
1. 地域福祉のイメージ	2
2. 地域福祉の推進のために	3
3. 計画策定にあたって	4
4. 計画の策定体制	5
5. 計画の推進	6
第2章 かつらぎ町の現状	7
1. 統計データから見るかつらぎ町	8
2. 地域福祉に関する住民アンケート調査	18
3. 地域福祉に関する地区懇談会	64
4. 計画策定における特徴と今後	70
第3章 計画の目指す方向性	71
1. 地域福祉計画の基本理念と基本目標	72
2. 地域福祉活動計画の基本理念と基本目標	74
3. 施策体系	75
第4章 地域福祉計画の推進	76
1. 「安心して暮らせるまち」の取り組み	78
2. 「一人ひとりがつながるまち」の取り組み	85
3. 「支え合い、助け合うまち」の取り組み	91
第5章 地域福祉活動計画の推進	101
1. 生活困難者を地域で見守るネットワークづくり	103
2. 世代を超えてつながる健康で安心な地域づくり	109
3. 災害時に一人も見逃さない地域づくり	115
資料編	118
1. かつらぎ町地域福祉計画策定委員会要綱	119
2. かつらぎ町地域福祉計画策定委員名簿	120
3. かつらぎ町地域福祉活動計画策定委員会要綱	121
4. かつらぎ町地域福祉活動計画策定委員名簿	122

1. 地域福祉のイメージ

一般に福祉というと、高齢者福祉・障がい者福祉・児童福祉などを思い浮かべる人が多いのではないのでしょうか。これまでは、こうした対象者別にそれぞれの法律や制度によって、必要な福祉サービスが提供されてきました。

しかし、本来「福祉」とは、子どもから高齢者まで、障がいなどの有無にとらわれず、誰もが住み慣れた地域の中で、心豊かに安心して暮らせる仕組みをつくり、それを持続させていくことだと思います。そのためには、さまざまな日常生活上発生する諸問題（生活課題）に対して、①個人（住民一人ひとり）や家族が自ら解決すること（自助）、②地域やボランティアなどによる支え合い活動（互助・共助）、③行政などによる支援（公助）の連携によって解決していこうとする取り組みが必要です。

このように、住民一人ひとりや、地域で活動している団体・行政が連携し、さまざまな問題の解決に向けて取り組むことにより、誰もが安心して自分らしい生活を送ることができる地域をつくり上げていく、という考え方や取り組みを「地域福祉」といいます。

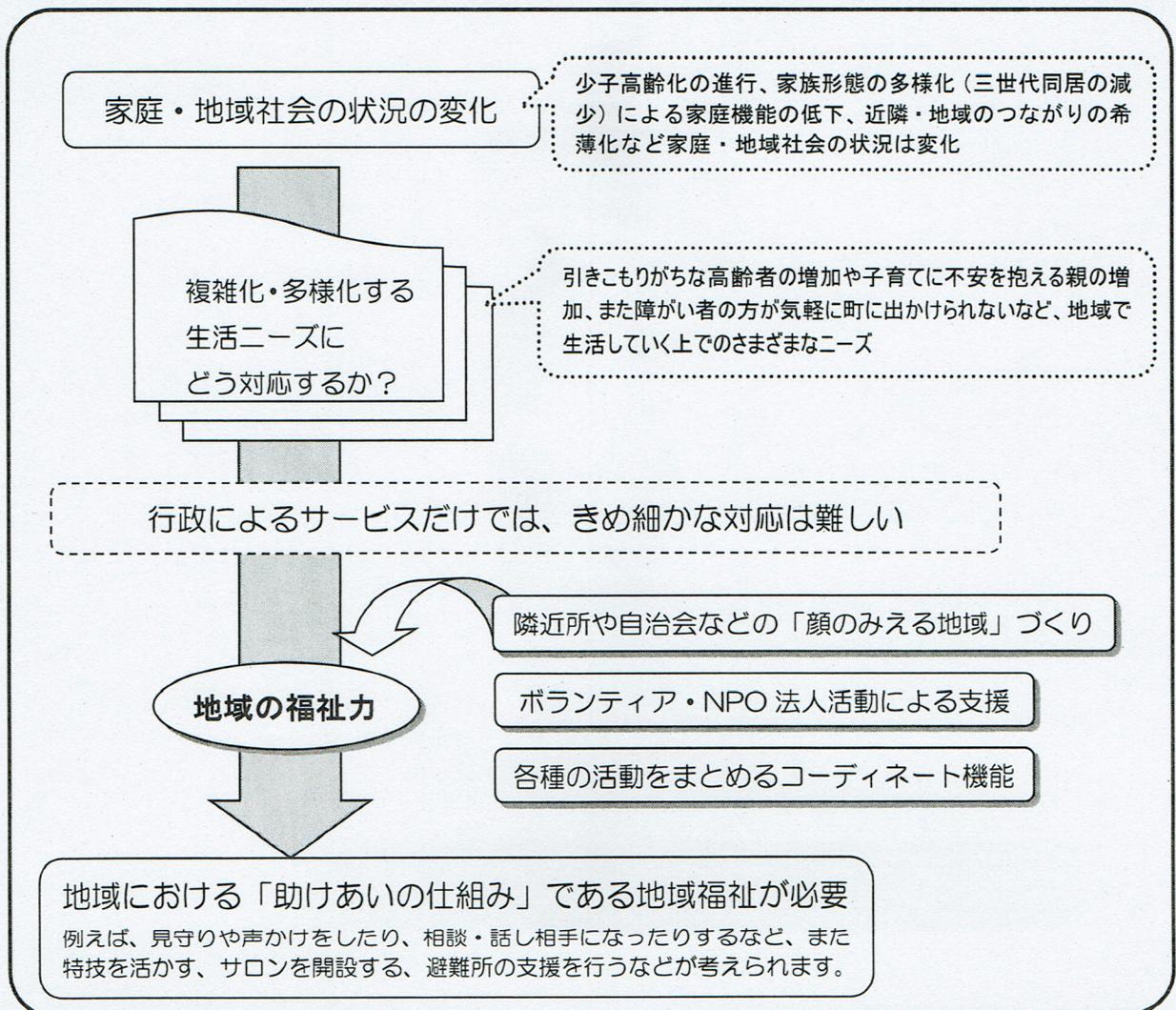


2. 地域福祉の推進のために

地域福祉には、地域に暮らす何らかの助けや支援が必要な方たちへの「助けあい」、「支えあい」、「ふれあい」が不可欠になります。

しかし近年、住民同士や住民と地域の関わりの希薄化は一層進行し、住民だけ、あるいは行政や団体だけなど、単独で問題を解決することが難しくなっています。一方で、高齢化の進行や地域人口の減少などに伴い、福祉サービスを真に必要とされる社会的に弱い立場にある方は増え続けており、加えて地域における課題の多様化・細分化も進んでいます。

こうした中で、かつらぎ町の地域福祉を考えるにあたっては、課題を抱える人へのみ、必要な際に対処するという限定的なものでなく、「住民すべてが支え合い、より良く生きる」という視点のもと、普段より“地域の福祉力”を高めておくことが重要です。



3. 計画策定にあたって

(1) 計画の法的な位置づけ

かつらぎ町地域福祉計画（以下、「本計画」）は、社会福祉法第107条の規定に基づき、「1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項」、「2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項」、「3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項」の3つを一体的に定める計画となります。

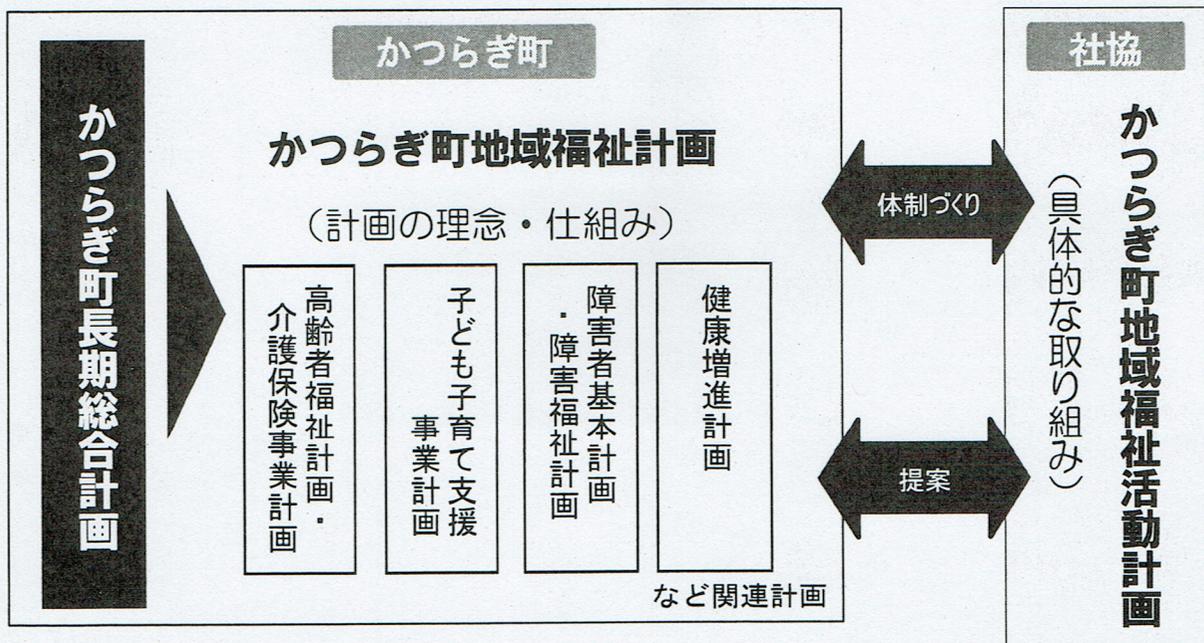
(2) 他計画との関係

本計画は「かつらぎ町長期総合計画」を上位計画としつつ、平成30年6月に策定された「第4次かつらぎ町長期総合計画（後期基本計画 2018年度～2022年度）」の内容も見据えながら策定に当たります。また、障害者基本計画・障害福祉計画、高齢者福祉計画・介護保険事業計画、子ども子育て支援事業計画などの関連計画との整合性を図っていきます。

(3) 地域福祉計画と地域福祉活動計画との関係

「地域福祉計画」は、地域福祉を推進するにあたっての基本理念や施策を示した行政計画となり、「地域福祉活動計画」は実際に福祉施策を進めていくための活動内容を示す計画となります。

そのため、両計画はどちらも欠けることなく並行して推進していく必要があるため、両計画の整合性を図りながら計画を策定します。



(4) 計画期間

本計画の期間は、2019年度から2023年度を目標年度とする5か年計画とします。

なお、社会情勢の変化や、関連諸計画との整合性を図りつつ、本計画を効果的かつ実効性のある計画とするために、計画策定段階(Plan)、実行(Do)から評価(Check)、改善(Action)に力点を置き、循環型のマネジメントサイクル(PDCAサイクル)の構築を図り、必要に応じて計画の進行管理や見直しを行います。

また、計画の最終年度である2023年度には、本計画の点検・評価を行い、次年度以降の計画に活用していきます。

2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
策定	第2次かつらぎ町地域福祉計画・地域福祉活動計画					
		点検・評価	点検・評価	点検・評価	次期計画 作成	次期計画

4. 計画の策定体制

(1) アンケート調査

日常生活における課題、地域との関わりや社会参加などに関する住民のニーズを幅広く把握することを目的に、アンケートにおける意識調査を行いました。

(2) 策定委員会

地域福祉計画・地域福祉活動計画を策定にするにあたり、学識経験者、保健、医療、福祉施設の関係者、社会福祉を目的とする団体や、事業者の代表及び公募委員により「地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会」を設置しました。

また、策定委員会において、アンケート調査票の確認から計画案の検討まで幅広く審議し、本計画の策定作業を進めました。

(3) 地区懇談会

かつらぎ町内の全10地区において、「地域のつながり」について話し合っただき、地域への愛着やまちづくりへの関心を促し、また、かつらぎ町地域福祉計画及びかつらぎ町地域福祉活動計画の啓発や周知を図るために、地区懇談会を開催しました。

5. 計画の推進

地域福祉の推進のため、住民（自助）、地域・関係団体（互助・共助）、行政（公助）がその特徴や能力を活かし、それぞれの役割を果たしながら、お互いに連携を図り、協働による取り組みを進めます。

住民の役割（自助）

積極的に地域への参加を図る

地域福祉の主役は、地域で生活する住民自身です。住民一人ひとりが、地域社会の一員であることを自覚し、福祉に対する意識を高めることが大切です。そのため、皆が自らの地域を知り、考え、地域の様々な問題を解決するために、地域活動やボランティア活動などへの参加など、積極的に地域社会に参画することが求められます。

地域・関係団体の役割（互助・共助）

連携を深め、支援の輪を広げる

地域では、住民が地域福祉に参加するための関係づくりや、日常の不安や悩みを気軽に話し合う場としての機能が求められています。

また、地域福祉に関わるサービス事業者やボランティア団体などは、多様化・専門化する福祉ニーズに対応するため、すでに実施している事業のさらなる充実や新たなサービスの創出、他の福祉サービス事業者と連携が求められています。

行政の役割（公助）

福祉施策を総合的に推進させる

行政は、かつらぎ町全体の福祉の向上をめざし、福祉施策を総合的に推進することが重要です。そのため、他のすべての関係者と相互に連携・協力を図るとともに、住民のニーズに沿った施策の推進に努めます。このため、庁内の関係各課の緊密な連携を図りながら、全庁が一体となって本計画を推進していきます。